

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

コンタクトレンズの装用を目的とした診療に係る保険点数は下記のとおりです。

過去に「コンタクトレンズ検査料」が算定されている場合には、再診料が算定されます。

初 診 料	291 点
再 診 料	76 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

厚生労働省の定める疾病の診察には、通常の検査点数になる場合もあります。

診 療 担 当 医	沼田 彩花
眼 科 診 療 経 験	7年

上記について不明な点がありましたら、遠慮なくご相談ください。

令和8年6月1日 現在
JCHO高岡ふしき病院 院長